

チーム規約

- <名称> 本クラブは、FCトリプレッタと称する。
- <所在地> 本クラブの所在地は、東京都渋谷区西原1-45-13-3Fに置く。
- <入会資格> 本クラブに入会出来る者は、本クラブの趣旨に賛同した者とする。
- <指導> 本クラブの会員は、定められた日程、時間に指導を受ける資格を有する。
但し、季節により指導時間を変更することがある。
- <入会手続> 入会希望者は、入会申込書に必要事項を記入し、年会費、月会費を添えて提出する。
- <会費の不返還> 一旦納入した会費は、原則として理由の如何を問わず返還しない。
- <月会費> 原則として前納とし、翌月分を当月末までに納入する。
会員が正当な理由無く、会費等の納入を怠った場合は指導を停止され、本クラブの会員としての資格を失う。
- <退会・休会> 休会または退会する場合は、別に定める休退会届け出用紙に必要事項を記入し、事前に届出なければなりません。
休会に関しては、負傷・病気・受験等止む得ない理由により1ヶ月以上連続して練習に参加できない場合のみとする。
その他の理由は休会扱いとなりません。
届出または、連絡無く1ヶ月以上続けて休んだ場合は、退会したものとして扱います。
(例: 8月休会・退会の場合は7月末までに届出を担当コーチまでに提出。)
- <通知義務> 本クラブ会員は住所、電話番号等必要事項の変更が生じた場合には、速やかに本クラブに報告しなければならない。
- <健康管理> 本クラブの練習に参加する会員の健康状態に関しては、常に保護者が責任を持って管理するものとし、本クラブは一切の責任を負わないものとする。
- <障害事故> 練習中または、試合中の事故については、本クラブで応急処置を行うが、その後の処置については、保護者が責任を負うものとする。
- <障害事故の補償> 本クラブの練習、試合中の事故については、本クラブの傷害保険範囲内にて責に任づるものとし、その範囲を超える場合は一切負わないものとする。
- <厳守事項> 会員は次のことをよく守らなければなりません。
 ①練習会場内では、指導員の指示に従い、ルールを守り、マナーを正しくすること。
 ②クラブの秩序とチームワークを守り、クラブの目的にそよう努力すること。
 ③クラブ内外を問わず、スポーツマンとして恥ずかしくない行動をすること。
 ④他スクールと重なった場合本クラブを優先してもらいます。
 ⑤他チームのJYセレクションを受ける場合は、本クラブのJYセレクション時に他チームの選手と同等の評価をします。(本クラブのセレクションを同様に受けてもらい同様の評価を致します。)
- <発行> この規約は1997年4月1日から発行します。
<改定> 2010年10月1日

